別添３

介護福祉士の実地研修の実施について

１．趣旨

　　　省令第26条の３第２項第１号及び第２号において　登録喀痰吸引等事業者が満たすべき登録基準として、介護福祉士の実地研修の実施につき規定されているところであるが、当該実地研修については、喀痰吸引等研修と同程度以上のものを実施することとされていることから、実地研修の実施にあたっては、喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営についての基準（以下、「基準」という。）及び別添１、２に定めるもの（実地研修に関する部分のみ）を踏まえるとともに、以下のとおりの取扱いとすること。

1. 実地研修実施体制の整備等

（１）実施体制

登録喀痰吸引等事業者においては、当該研修の実施及び修得程度の審査を構成かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される｢実地研修実施体制｣を整備すること。

　　　当該実施体制には、当該研修の担当責任者のほか、研修講師、その他の関係者により構成し、研修実施、研修評価、研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担うものであること。

また、本研修はその内容として医行為について取り扱うものであることから、事業者での所属の如何に関わらず、医師及び看護職員（保健師、助産師及び看護師）の有資格者について、それぞれ１名以上を構成員とすること。

　　　なお、当該実施体制について、上記に掲げる内容について実施が可能な場合においては、安全委員会等の既存の研修実施体制の活用、複数登録喀痰吸引等事業者による共同実施等を行っても差し支えない。

（２）研修の実施

　　　研修の実施については、基準に定めるもの（実地研修に関する部分のみ）のほか、以下の点に留意し実施を行うこと。

　　○研修計画の策定

　　　　研修受講者、研修講師双方の当該研修以外の業務に支障のないよう配慮を行うよう、務めること。

　　○研修受講者及び研修修了者等の管理

省令第26条の３第２項第２号を踏まえ行うとともに、省令第１条各号に掲げる行為毎の管理について徹底すること。

　　○研修教材

　　　　研修受講者が介護福祉士養成課程等において修得してきた一般的な知識及び基本的な技能の修得内容を確認しながら、当該登録喀痰吸引等事業者等における喀痰吸引等の実施において具体的に使用している書面等を活用することなどにより、より実践的な修得を促すよう努めること。

　　○研修講師

　　　　連携協力機関等の外部機関の研修講師を活用する場合には、研修講師所属機関等への　配慮、研修受講者の個人情報の徹底など、当該研修を適切に実施するための取り決め等の整備を行うよう努めること。

　　○損害賠償保険制度への加入

実地研修についても対象となる損害賠償保険制度へ加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置としての適切な対応を徹底すること。

（３）実地研修に関する修得程度の審査方法等

　　　研修の修得程度の審査等については、別添２及び３に定めるもの（実地研修に関する部分のみ）に留意し実施を行うこと。